

平成 17 年度
監査結果に基づき知事等が講じた措置
(第 1 回)

東京都監査委員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成16年行政監査（特命随意契約について）、平成16年工事監査、平成16年各会計定例監査、平成15年度決算審査（出納長所属各会計及び公営企業各会計）、平成15年度工事監査、平成15年度財政援助団体等監査、平成15年度事務事業監査、平成15年度行政監査、平成15年度各会計定例監査、平成14年度決算審査（出納長所属各会計及び公営企業各会計）、平成14年度行政監査（事業所における庁舎管理事務について）、平成14年度財政援助団体等監査及び平成14年度各会計定例監査の結果に基づき講じた措置について、東京都知事等関係機関から通知があったので、次のとおり報告する。

平成17年5月24日

東京都監査委員	新 藤 義 彦
同	藤 川 隆 則
同	三 栖 賢 治
同	筆 谷 勇

目 次

第1 報告の概要	1
第2 報告の内容	
平成16年行政監査（特命随意契約について）	3
平成16年工事監査	10
平成16年各会計定例監査	21
平成15年度決算審査（出納長所属各会計）	27
平成15年度決算審査（公営企業各会計）	28
平成15年度工事監査	29
平成15年度財政援助団体等監査	29
平成15年度事務事業監査（「調査研究委託」の実施状況について）	34
平成15年度行政監査	35
平成15年度各会計定例監査	37
平成14年度決算審査（出納長所属各会計）	38
平成14年度決算審査（公営企業各会計）	39
平成14年度行政監査（事業所における庁舎管理事務について）	39
平成14年度財政援助団体等監査	43
平成14年度各会計定例監査	44

第1 報告の概要

各種監査・審査の結果に基づき知事等が講じた措置について、表1のとおり、執行機関から通知を受けました。今回、通知を受けた件数は98件で、講じられた措置の内訳は、表2のとおりです。また、残る57件の監査結果については、執行部所において改善の取組途上であることや改善策を検討中であることなどにより通知がありませんでした。

(表1) 講じた措置の件数

監査種別	監査実施期間	結果内訳	措置対象 A	措置済 B	今回措置 C	改善中 A-(B+C)
平成16年 行政監査 (特命随意契約について)	平成16.9.27 ～平成17.2.2	指 摘	21	—	14	7
		意見・要望	7	—	5	2
		計	28	—	19	9
平成16年 行政監査 (都立図書館サービスについて)	平成16.9.27 ～平成17.2.2	指 摘	5	—	0	5
		意見・要望	6	—	0	6
		計	11	—	0	11
平成16年 工事監査	平成16.4.21 ～平成17.1.19	指 摘	29	—	26	3
		意見・要望	2	—	2	0
		計	31	—	28	3
平成16年 各会計定例監査 (平成15年度執行分)	平成16.1.19 ～平成16.9.8	指 摘	74	50	13	11
		意見・要望	4	1	0	3
		計	78	51	13	14
平成15年度 決算審査 (出納長所属各会計)	平成16.7.21 ～平成16.9.8	指 摘	8	6	2	0
		意見・要望	2	1	1	0
		計	10	7	3	0
平成15年度 決算審査 (公営企業各会計)	平成16.6.1 ～平成16.8.27	指 摘	4	1	3	0
		意見・要望	1	0	0	1
		計	5	1	3	1
平成15年度 工事監査	前期：平成15.4.21 ～平成15.7.4 後期：平成15.9.4 ～平成16.4.14	指 摘	12	12	—	—
		意見・要望	1	0	1	0
		計	13	12	1	0
平成15年度 財政援助団体等監査	平成15.6.20 ～平成16.5.12	指 摘	55	45	8	2
		意見・要望	5	2	2	1
		計	60	47	10	3
平成15年度 事務事業監査 (「調査研究委託」の実施状況について)	平成15.10.6 ～平成16.2.10	指 摘	14	11	2	1
		意見・要望	6	6	—	—
		計	20	17	2	1
平成15年度 行政監査	平成15.10.7 ～平成16.2.10	指 摘	—	—	—	—
		意見・要望	8	2	3	3
		計	8	2	3	3
平成15年度 各会計定例監査 (平成14年度執行分)	平成15.1.10 ～平成15.9.9	指 摘	50	47	2	1
		意見・要望	5	4	1	0
		計	55	51	3	1
平成14年度 決算審査 (出納長所属各会計)	平成15.7.25 ～平成15.9.9	指 摘	9	9	—	—
		意見・要望	6	5	1	0
		計	15	14	1	0
平成14年度 決算審査 (公営企業各会計)	平成15.6.4 ～平成15.8.6	指 摘	3	2	0	1
		意見・要望	5	2	1	2
		計	8	4	1	3
平成14年度 行政監査 (事業所における庁舎管理 事務について)	平成14.11.25 ～平成15.5.7	指 摘	31	31	—	—
		意見・要望	32	18	9	5
		計	63	49	9	5
平成14年度 財政援助団体等監査	平成14.4.16 ～平成15.5.7	指 摘	36	35	1	0
		意見・要望	4	3	0	1
		計	40	38	1	1
平成14年度 各会計定例監査 (平成13年度執行分)	平成14.4.18 ～平成15.1.15	指 摘	57	57	—	—
		意見・要望	4	3	1	0
		計	61	60	1	0
平成14年度 行政監査 (事業評価手法による。)	平成14.9.5 ～平成14.11.22	指 摘	—	—	—	—
		意見・要望	12	10	0	2
		計	12	10	0	2
合 計	計	指 摘	408	306	71	31
		意見・要望	110	57	27	26
		計	518	363	98	57

(注) 件数については、一つの指摘が複数の局(団体)にある場合、局(団体)ごとに件数を数えている。

(表2) 措置の内訳

区 分		事 例	件 数
指 摘	規定、基準等に即した適正な事務の執行、財産管理等に改めたもの	公有財産の異動に伴う通知が漏れていたものを改めるなど、執行を適正なものとした。	23件
	会議、研修等において、関係者に周知徹底を図ったもの	契約の事務手続について、事務連絡会での報告などにより、適正な事務処理を行うよう周知徹底した。	22件
	要綱、規則の改正や新たな基準の作成など、より適切な事務手続に改めたもの	新たに事務処理要綱を作成し再発防止に取り組むなど、事務の手続を適切なものとした。	19件
	その他	—	7件
小 計			71件
意見・ 要望	事業の効率化などに取り組んだもの	事業実施体制の見直しを行うなど、より効率的で有効な事業展開を図ることとした。	12件
	適切な事務の執行に向けて周知徹底を図ったもの	具体的な改善方法について、事務連絡会での報告などにより周知徹底した。	3件
	施設の改善などに取り組んだもの	施設の改善などを行い、より安全で使いやすい施設に改めた。	4件
	その他	—	8件
	小 計		
合 計			98件

第2 報 告 の 内 容

〔平成16年行政監査（特命随意契約について）〕

生 活 文 化 局

（1）価格についての競争性を高める観点からコンペの運営を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

財務局通知において、企画提案方式（コンペ）の実施に当たっては、「提案内容とともに提案価格を十分に勘案のうえ提案を選定すること」としているが、局は、春・秋の交通安全運動事業のためのポスター制作等について、企画案提示の際に提案価格を提出させておらず、事前に示されていた局の予定額と同額で契約する結果となっている。

イ 講じた措置の概要

「平成17年春の全国交通安全運動事業のためのポスターなどの原画企画案コンテスト」において、各企画案提出者より、企画案提示とともに提案価格も合わせて提出させるよう実施要領を改正し、平成17年1月12日に価格も含めて評価の上、受託業者を選定した。

（2）契約内容の見直しを検討すべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

局は、旅券申請に関する自動音声通話やFAXサービスの委託契約をeと特命随意契約により締結しているが、旅券申請件数の減少やホームページにも同種の情報を掲載したことから、サービスの利用実績は、大幅な減少となっている。

しかしながら、利用実態に見合った回線数の見直しを行っていない。

イ 講じた措置の概要

平成17年度の契約に当たり、これまでの利用実績や今後の申請動向等を踏まえ、電話回線数を24回線から6回線に削減（18回線75%減）した。

都 市 整 備 局

（1）合理的な予定単価の設定に努めるべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

局、港湾局及び教育庁は、陽画焼付等の業務委託契約を、Dと特命随意契約により締結しているが、陽画焼付の契約単価が局によって相違している。

イ 講じた措置の概要

今回の監査結果を踏まえ、平成17年度の契約に当たっては、同一事業を実施している他局の状況を調査したうえで予定価格を設定した。

福 祉 保 健 局

(1) 継続して特命随意契約を行う場合にも契約の都度特命理由等を検証すべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

局は、「電子計算組織による医療費助成事務の委託（WELシステム）」契約を、Gと特命随意契約により締結しているが、特命理由の記載された衛生局委託等随意契約業者選定委員会の文書がすでに廃棄されていたため、いかなる特命理由が付されていたのか確認することができない状況にあった。

イ 講じた措置の概要

平成17年度契約については、業者の履行状況や経済効果について検証し、特命業者の選定を行った旨を明記した特命理由書を原議に添付し、業者選定委員会を経て特命業者を決定した。

今後も、契約の都度、特命理由が適正であるか、特命随意契約が妥当であるかを検証し、契約手続を行うよう職員に周知徹底した。

(2) 機械警備委託契約について見直しを行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

東京都薬用植物園における平日の夜間及び休日の警備について、植物園は、昭和60年から継続してHと特命随意契約を締結しているが、警備業務を行うことができる業者は多く存在することから、他の業者であっても同様の業務を行うことは可能である。

イ 講じた措置の概要

薬用植物園の機械警備委託については、平成17年度における契約手続で他の業者の参入の可能性と現在の契約の経済性を検証し、見直しを行った。

平成17年3月11日に指名競争入札を行い、業者を決定した。

(3) 事務処理を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

局は、心身障害者医療費助成事務を電算処理するため、「心身障害者医療費助成事務システム電算処理委託」契約をGと特命随意契約により締結しているが、この事務処理について、次のとおり不適切なものが見受けられた。

(ア) 前年度の履行状況について十分に勘案して契約を行うべきもの

契約書に添付されている電子計算事務処理委託契約条項第17条第2項によると、業務を処理するために都から引き渡された原票等の返還時に、個人情報の管理記録を併せて提出し報告しなければならないとされているが、管理記録の提出及び報告が行われていない。

(イ) 積算根拠等を明確にすべきもの

予定価格の算定について見たところ、積算内訳を示す資料の添付がなされていないため、予定価格の算出根拠を確認することができなかった。

イ 講じた措置の概要

(ア) 個人情報管理記録簿の様式を定め、管理記録簿の作成及び提出について委託業者に指導を行った。

今後は、業務が契約の内容どおり行われているか履行確認を適正に行うよう職員に周知徹底した。

(イ) 平成17年度の契約に当たり、総務局IT推進室が示している積算基準を参考に積算単価を設定し、契約締結依頼の原議に積算内訳書を添付することにより予定価格の算出根拠を明確にした。なお、契約手続の際には積算根拠を明確にし、適正な予定価格を設定するよう職員に周知徹底した。

(4) 積算根拠を明確にして単価を設定すべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

局は、都内で出生した新生児を対象とした先天性代謝異常等の検査を昭和52年以来継続してAと特命随意契約を締結して実施しているが、設定された単価（平成15年度：2,764円）を見ると、人件費等の積算根拠が明確にされていない。

イ 講じた措置の概要

平成17年度の契約にあたり、カタログや他の事務所の実例価格等を参考に検査1件あたりの単価を設定し、積算根拠を明確にした。また、契約手続の際には、積算根拠を明確にし、適正な予定価格を設定するよう職員に周知徹底した。

(5) 給食業務委託における積算基準の設定について検討すべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

局は、板橋ナーシングホーム及び板橋老人ホーム（両施設の調理を板橋ナーシングホームで行っている。）、東村山ナーシングホーム、多摩老人医療センターの入所者等に対する給食業務委託を特命随意契約しており、契約ごとに各職種の単価や管理費の積算方法に差が生じているが、各契約における業務の内容は、いずれも給食調理業務として基本的に同一のものであり、

予定価格の積算に当たって、統一的な単価や管理費の積算方法を設定することが望ましい。

イ 講じた措置の概要

積算基準を統一するに当たっては、同種の業務を委託する都立病院等と整合性がとれるよう、病院経営本部が設定している基準を参考に単価を設定した。

産 業 労 働 局

(1) 機械警備委託契約について見直しを行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

品川ほか15の技術専門校等における平日の夜間及び休日の警備について、専門校は、昭和45年から継続してHと特命随意契約を締結しているが、警備業務を行うことができる業者は多く存在することから、他の業者であっても同様の業務を行うことは可能である。

イ 講じた措置の概要

専門校の機械警備契約については、平成17年度契約において、入札を行い見直しを図った。

(2) 受託業者の選定を適切にすべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

局は、緊急地域雇用創出特別基金事業として、近在山林緊急整備事業業務委託契約等を財団法人東京都農林水産振興財団と特命随意契約により締結しているが、本件契約において、事業の主たる実施者は振興財団からの再委託者のWであり、振興財団と特命随意契約する必要性は薄い。

イ 講じた措置の概要

林業関係の業務委託については、事業内容等を踏まえ受託業者の選定を適切に行っていく。
なお、本件の事業については、平成16年度をもって事業を終了した。

(3) 羽田空港支所等の賃借について貸主と直接契約すべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

局は、「東京観光情報センター管理運営業務等委託」契約を、社団法人東京コンベンション・ビクターズビューロー（平成15年11月に財団法人東京観光財団に改称。以下「観光財団」という。）と特命随意契約により締結している。

観光財団は、観光情報の収集やセンター管理運営業務などを自ら行い、それ以外の業務については、再委託により行っているが、再委託業者からのみ見積書を徴しており、契約に当たって競争性が確保されていない。また、羽田空港支所及び京成上野支所の賃借費922万524

円については、局が直接賃借すべきものであり、管理費及び消費税9万8,154円の不経済支出を生む結果となっている。

イ 講じた措置の概要

観光財団の再委託については、平成17年3月1日に観光財団の契約担当者に、指摘を十分踏まえ、複数の業者から見積書を取るなど、経済性を確保するよう、指導した。

羽田空港支所及び京成上野支所の賃借については、平成17年度契約分から東京都が貸主と直接、賃借契約を行った。

港 湾 局

(1) 合理的な予定単価の設定に努めるべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

局、都市整備局及び教育庁は、陽画焼付等の業務委託契約を、Dと特命随意契約により締結しているが、陽画焼付の契約単価が局によって相違している。

イ 講じた措置の概要

今回の監査結果を踏まえ、平成17年度の契約に当たっては、同一事業を実施している他局の状況を調査したうえで予定価格を設定した。

水 道 局

(1) 空気清浄機（分煙機器）の保守業務委託を競争契約により行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

局は、空気清浄機（分煙機器）の保守業務委託を、3件の契約に分割して、それぞれ製品のメーカーと特命随意契約により締結しているが、本件保守業務の主な内容は、集塵ユニットの交換、脱臭フィルターの清掃・交換などであり、メーカーを特命して随意契約を行う理由は認められない。

イ 講じた措置の概要

平成17年度の契約は、公募制指名競争入札を行った。

(2) 水道ニュースの作成委託契約から印刷を分割し競争による契約とすべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

局は、「水道ニュース作成委託単価契約」をcと特命随意契約により締結している。

本件委託については、企画・デザイン等の業務と印刷業務を一体として委託しているが、約9割の比率を占める印刷を企画・デザインとあわせて契約しなければならない理由及び競争契約に変更できない理由は特段認められない。

イ 講じた措置の概要

平成17年度契約から、印刷とデザインの契約を分割し、印刷については競争入札とした。

(3) 予定価格の積算を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

局は、「震災情報システムの運用管理委託」契約を開発者であるBと特命随意契約により締結しているが、予定価格の算出内訳を見たところ、①機器等の使用料のリース料率を誤ったため、428万8,624円過大に積算し、②データベースソフトサポートの単価を誤ったため、392万1,750円過小に積算していた。この結果、正しい予定価格を上回っている。

イ 講じた措置の概要

今回の監査指摘を踏まえ、今後の再発防止策として、予定価格の積算については情報システム係において二重チェックを行い確認する体制を整備した。

なお、17年度の「震災情報システム運用管理委託」の予定価格の積算についても上記の体制で二重チェックを行った。

教 育 庁

(1) 印刷請負契約を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

庁は、「平成17年度東京都公立学校教員採用候補者選考PR用ポスター及び選考案内パンフレット」の印刷に当たり、デザインの印刷用データ及びフィルムを所有しているOを特命して契約を締結しているが、本件のように再印刷を予定している印刷物のフィルムについては、成果品の作成後は庁に帰属させておくべきであり、再作成を行う場合は、これを使用することにより、競争入札を採用することができる。

イ 講じた措置の概要

成果品の帰属については、平成17年3月に行ったポスター及びパンフレットの印刷契約において、作成した印刷製版を東京都に帰属させることを仕様書に明記した。

なお、再印刷の場合は、既存の印刷製版を使用することとし、競争入札の方法により印刷請負契約を行う。

(2) 合理的な予定単価の設定に努めるべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

庁、都市整備局及び港湾局は、陽面焼付等の業務委託契約を、Dと特命随意契約により締結しているが、陽面焼付の契約単価が局によって相違している。

イ 講じた措置の概要

今回の監査結果を踏まえ、平成17年度の契約に当たっては、同一事業を実施している他局の状況を調査したうえで予定価格を設定した。

警 視 庁

(1) 単価契約に係る事務処理を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

庁は、不用となった警察車両を解体廃棄するため、「車両の解体廃棄処分年間単価契約」をCと特命随意契約により締結しているが、予定数量を超えているものがあるにもかかわらず、新たな契約として処理していない。

イ 講じた措置の概要

平成16年11月17日、車両契約担当者に対し、監査結果を十分踏まえ、発注数量を的確に把握し、事務処理を適切に行うよう周知徹底した。

平成17年度における同種事案の契約については、予定数量と発注数量を確実に管理し、再発防止を徹底した。

[平成16年工事監査]

大学管理本部

(1) 契約事務手続を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

工学部112号室他ACC空調機整備委託の業務報告書を見ると、平成15年9月1日から現場作業に着手しているにもかかわらず、同年10月20日に委託契約を締結しており、事後契約となっていることが認められた。

イ 講じた措置の概要

平成17年2月16日に管理本部と大学事務局による連絡会を開催し、契約事務手続を適正に行うことを周知徹底した。

併せて、大学内の関連業務担当者に、契約事務の適正化について通知した。

財 務 局

(1) 構造スリットの単価設定を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

都立台東地区単位制高等学校（仮称）（15）改築その他工事の新築校舎における構造スリットの単価について、誤って既存校舎を改修する際に使用する割高な単価としたため、積算額約370万円が過大なものとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成16年12月6日の建築担当合同会議において、施工状況に応じた適正な単価設定を行っているかなど、新たに具体的項目を追加した改修工事のチェックシートの活用による再発防止策を周知徹底した。

なお、指摘の件については、平成17年2月8日付けの契約変更により減額是正を行った。

(2) 設計変更の手続を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

都立芦花高等学校（15）グラウンド・外構整備工事について、施工の数量減による減額分と追加工事による増額分との相殺を行った結果、積算額の増がわずかであるとして、指示書による処理を行っただけで設計変更の手続を行っていないが、設計と施工の内容や数量に大幅な差が生じた場合、積算額の増減にかかわらず設計変更内容を明確にし、変更の手続を行うべきである。

イ 講じた措置の概要

平成16年12月6日の建築担当合同会議において、設計時における現地調査の徹底、施工時における数量確認など、必要に応じて適切な変更手続を行うことを周知した。

さらに、平成17年3月30日付けで、工事変更ガイドラインを含む監督要領の改正を行い、現場管理について改善を図った。

都 市 整 備 局

(1) 仮設材賃料及び運搬費の積算を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

第1515号東京街道下水道及び外構整備工事（その4）のうち、山留用軽量鋼矢板の仮設材賃料及び運搬費の積算について見ると、算出の基礎となる標準数量表の矢板長さの適用を誤って積算したため、積算額約154万円が過大なものとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成16年10月1日に鋼材損料及び運搬費等を掲載したチェックマニュアルを新たに作成し、確実なチェックを行うよう、職員への周知徹底を図った。また、課内に、土木・造園設計審査会を設け、起工前と設計変更時に工法及び積算等について審査することとした。

なお、指摘の件については、平成16年9月16日付けの契約変更により減額是正を行った。

(2) 防腐剤塗り工事の積算を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

都営住宅15CH-111南（昭島拝島）工事のうち、防腐剤塗り工事の積算について見ると、土台や大引など防腐剤の実塗布面積を計上することとしているが、誤って旧基準により木工事を行う床面積の1/2として塗布面積を算出したため、積算額約234万円が過大なものとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成16年10月21日の建設課進行管理会議において、改めて局設計基準の改定について周知徹底した。さらに、型別住戸ごとの標準設計数量との比較等によりチェックを強化した。

なお、指摘の件については、平成17年2月28日付けの契約変更により減額是正を行った。

(3) 異種の工事を合併して発注する場合の諸経費の積算を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

整地工事（15豊-2）の諸経費の積算について見ると、局基準では、建物解体工事は、土木工事と積算体系が異なるため、建築工事の諸経費率を適用することとされているが、土木工

事の諸経費率を適用したため、積算額約306万円が過大なものとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成16年8月27日及び平成17年1月26日の課内技術力向上委員会において、指摘趣旨の周知徹底を図った。また、平成16年10月1日から工事ごとに、主な工種と単価、工種区分、経費率等を再確認する「起工調書」を作成し、チェックに活用している。

環 境 局

(1) 給水管撤去工事の積算を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

境川水質汚濁常時監視室の給水管撤去工事の積算についてみると、他局の給水装置工事における単価契約の請負単価を準用して工事費を算出し、さらに諸経費相当分として工事費に一定の率を乗じた費用を計上しているが、使用した請負単価には既に諸経費が含まれているため、積算額約56万円が過大なものとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成17年3月3日に局内工事担当者連絡会を開催し、本庁に技術管理部門がないため、技術職がいる事業所を局の相談窓口として指定し、今後は相談窓口の有効活用により、再発防止に務めることとした。さらに、基準の改正等の情報提供を行う連絡会を年1回開催することなどを取り決め、併せて、同月10日付けで関係部署に通知した。

福 祉 保 健 局

(1) 解体等の専門工事を単独で発注する場合の単価設定を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

東京都用賀技能開発学院（H15）解体工事の標準単価表に定められた単価には、下請経費相当分を含むことから、解体等の専門工事を単独で発注する場合は、その単価について下請経費相当分を調整することとされているが、誤ってこの調整を行わなかったため、積算額約284万円が過大なものとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成16年11月9日に建築定例会を開催し、指摘事項の説明と専門工事を単独で発注する場合の基準について周知した。さらに、平成17年1月14日に課内会議を開催し、監査指摘を踏まえ適正な単価の運用を周知徹底した。

(2) 給水配管の施工管理等を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

東京都むさしが丘学園（H15）屋外給水設備改修工事のうち、東京都機械設備工事標準仕様書によれば、水槽に接続する給水配管には、耐震性能を強化する等の観点から、フレキシブルジョイントを取り付けることとしているが、①高置水槽の出口側配管に、フレキシブルジョイントを設ける設計としていないため、取り付けられていない。②高置水槽の入口側配管に、設計ではフレキシブルジョイントを取り付けるとしているところ、地震等による変位を吸収する効果が少ない防振継手が取り付けられている。

イ 講じた措置の概要

平成17年1月14日の工事係定例会及び同月19日の機械職種会で、標準仕様書の遵守など施工管理を適正に行うよう周知徹底した。なお、高置水槽の入口側配管及び出口側配管の是正は、平成17年3月11日に終了した。

中央卸売市場

(1) 舗装工事における契約変更手続を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

15北足立市場立体駐車場棟、花き棟間舗装改修工事のうち、舗装工事の設計について見ると、当該通路の通行を確保するため施工範囲を細かく分割し、人力施工としているが、施工期間を短縮するため施工範囲の分割数を見直し、大半を機械施工で行っているにもかかわらず、契約変更手続を行っていないことから、積算額約86万円が過大なものとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成16年12月2日に工事担当係長会・維持管理担当者会議を開催し、今後の施行に当たって、書面による指示の徹底と契約変更手続を適正に行うことを周知徹底した。

また、平成17年2月16日に土木担当者会議を開催し、指摘事項の説明及び再発防止について、再度周知徹底を図った。

(2) 高所作業の安全管理の指導、監督を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

15食肉市場高圧ケーブル切回し工事のうち、高所作業の安全管理について見ると、①架空高圧ケーブル取り外し事前作業において、高所作業車を使用する十分なスペースがあるにもかかわらず、安全確保が不十分なまま、ケーブルを支持するワイヤーに梯子を掛けて作業を行っている。②通信ケーブル張り替え作業では、墜落防止用の安全帯を使用せず、作業を行っている不適切な事例が見られる。

イ 講じた措置の概要

平成16年12月2日に工事担当係長会・維持管理担当者会議を開催し、工事における安全管理の指導、監督を徹底するよう指導した。

また、平成17年1月13日の同会議で、労働安全衛生規則の説明及び労働安全法の遵守等を主旨とした「工事における事故防止について」の通知文を工事請負業者に配布するなど、工事全般の安全管理の周知徹底を図った。

建設局

(1) 仮設工事の積算を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

北町・若木トンネル（仮称）築造工事のうち、開削工法の仮設工事の積算について見ると、①局基準を準用した仮設杭撤去の歩掛について、10t当たりとすべきところ、誤って1t当たりの歩掛として単価を設定したことなどにより、約1,059万円が過大となっている。②工事施工上必要な覆工板開閉費用が未計上となっている。これらの誤りにより、積算額約627万円が過大なものとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成16年10月13日に課全体会を開催し、指摘事項を報告するとともに、再発防止に向けて確実なチェックを行うよう、周知した。局では、平成17年1月17日に設置した土木積算業務改善委員会において検討を行い、単純な積算ミスを防ぐため、積算システムにおける入力方法を見直した。

なお、指摘の件については、平成17年2月16日付けの契約変更により、減額是正を行った。

(2) 積算に当たり基準歩掛の取扱いを慎重に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

視距改良工事（西一友田の1）のうち、L形側溝の撤去復旧工事の積算について見ると、局基準では100m当たりで表示されている歩掛を、誤って1m当たりの歩掛として単価を設定したため、積算額約436万円が過大なものとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成16年11月25日に課全体会を開催し、指摘の趣旨を踏まえて、確実なチェックを行うよう、周知した。局では、平成17年1月17日に設置した土木積算業務改善委員会において検討を行い、単純な積算ミスを防ぐため、積算システムにおける入力方法を見直した。

なお、指摘案件については、平成16年11月11日付けの契約変更により減額是正を行っ

た。

(3) 変状計測及び環境調査を含む工事の共通仮設費の積算を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

古川整備工事（その8）のうち、共通仮設費の積算について見ると、局基準によれば、近接する首都高速道路の橋脚の変状計測や振動調査等の一般的環境調査は、共通仮設費の対象から除くこととしているにもかかわらず、誤って共通仮設費の対象としているため、積算額約162万円が過大なものとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成16年1月17日に河川事業設計担当係長会を開催し、指摘の趣旨を踏まえて設計積算内容の照査の徹底に努めるよう周知した。局では、このような積算ミスを防ぐため、平成17年度積算基準に注釈を付した。

なお、指摘の件については、平成16年10月8日及び平成17年2月21日付けの契約変更により、減額是正を行った。

(4) 建設廃棄物処分に係る事務処理について請負者を適切に指導、監督すべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

路面補修工事（7の3）で発生するアスファルト廃材の処分に係る事務処理について見ると、請負者が締結した処理委託契約書に契約日、委託期間の開始日及び収集運搬等の契約単価の記入がなく契約書として不備が認められ、また、保管されているマニフェストの一部に収集運搬会社名の記入がないなど、必要な確認が行われていない。

イ 講じた措置の概要

平成17年1月25日に所課長会を開催し、建設廃棄物処分に係る事務処理について請負者を適切に指導、監督するよう、周知徹底した。

また、局では、平成17年2月4日、請負者が行う建設廃棄物処分に係る事務処理の確認について、確認のポイント等を示した通知文を関係部署に送付し、周知徹底を図った。

港 湾 局

(1) 機器を含む工事の現場管理費等の積算を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

平成15年度レインボーブリッジ監視設備改修工事のうち、現場管理費等の積算について見ると、局基準によれば、現場管理費等は機器の価格を除いた工事費に定められた率を乗じて算

出することとしているが、本工事では、モニタ等の機器の価格を含んだ工事費に定められた率を乗じて算出しているため、積算額約174万円が過大なものとなっている。

イ 講じた措置の概要

職種を超えた複数の視点で照査を行えるよう、所内照査マニュアルを作成するとともに、平成16年10月12日に所内技術職員を対象に、設計・積算に係る実務研修を実施し、再発防止の徹底を図った。さらに、平成17年3月9日の局内技術系課長による技術連絡調整会議で、設計・積算等に係る照査を十分に行うよう周知徹底した。

東 京 消 防 庁

(1) 建設発生土の受入地選定について検討すべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

庁は、震災時の消防水利を確保するため、平成15年度、20基の防火水槽設置工事を行っている。防火水槽工事における建設発生土の受入地選定について見ると、工事箇所の土質が予め分からないとして、受入土質の条件が幅広い新海面処分場を一律に選定しているが、近年、公表されている土質データバンクや既存の土質調査結果等の利用により、工事箇所の土質を想定できるようになってきていることから、事前に発生土の土質を予測し、新海面処分場以外の受入地も含めて、運搬費や受入料金等の経済比較を行い、適切な受入地を選定すべきである。

イ 講じた措置の概要

受入場所選定において、経済比較を取り入れた具体的な作業手順を検討し、それを示したフロー図の作成を行った。これに基づき、適切な受入地を選定するよう、平成17年1月20日付けの課長通達により課職員一同に通知し、コスト削減を徹底させた。

一方、庁内においては、平成17年1月24日の部長連絡会及び同日の防災部連絡会において、建設発生土受入地選定方法の改善について、周知徹底した。

交 通 局

(1) 軒樋^{のきとい}清掃の単価設定等を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

バス停留所上屋維持管理単価請負工事のうち、軒樋^{のきとい}清掃費について見ると、軒樋取替費を上回る軒樋^{のきとい}清掃単価が設定されているほか、一部のバス停留所においては、誤って軒樋^{のきとい}清掃数量を約2倍計上している。仮に、類似作業に基づき試算すると、清算額約192万円が低減できる。

イ 講じた措置の概要

監査の結果を踏まえ、平成17年1月24日に課長会及び同月28日に係会を開催し、工事発注に当たって、必要な場合は現地確認を適切に行い、数量を確認するよう周知徹底した。

軒樋^{のきとい}清掃費の単価については精査を行い、平成17年2月24日に単価を改正し、この単価に基づき同年4月1日に契約を行い是正した。

(2) 場内小運搬費の積算を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

高島平乗務区庁舎耐震補強その他工事のうち、鉄骨ブレースの場内小運搬費について見ると、搬入路が狭小なことによる小型車への積替えと、現場近くの荷卸場から施工箇所への人力による小運搬が必要であるとして、定期刊行物の場内小運搬単価を割増し計上しているが、1階部については、小型車により施工箇所近くに運搬が可能と認められることから、人力による小運搬は必要ないため、積算額約322万円が過大なものとなっている。

イ 講じた措置の概要

監査の結果を踏まえ、平成16年12月14日に課内会議を開催し、設計、積算を的確に行うよう周知徹底した。

また、再発防止のため、部内に「設計業務の適正化について」のワーキンググループを設置し検討を行い、設計の進行管理の徹底や照査確実な実行等について、関係職員に周知した。

なお、指摘の件については、平成17年1月21日の契約変更により減額是正を行った。

水 道 局

(1) 歩掛を準用する類似工事の選定を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

港区赤坂八丁目4番地先～七丁目2番地先間配水管（400mm～250mm）布設替工事のうち、さや管と本管の空げき部分をモルタルで充てんする工事の積算について見ると、局基準では当該工事に適用できる歩掛が設定されてないため、施工方法が類似している既設管内配管工事の歩掛を準用しているが、施工性を考慮すると、より施工方法が類似した既設管残置工事を準用するほうが、妥当性があり経済的である。仮に、既設管残置工事を準用して積算すると約716万円が低減できる。

イ 講じた措置の概要

平成16年9月1日に設計係長会、平成17年2月3日に配水課長会を開催し、類似工事の歩掛を準用する場合については、該当類似工事の選定を適切に行うよう、周知徹底した。

また、類似工事の選定については、チェックリストによる係長のチェックを徹底することと

し、平成17年4月7日付けで関係部所に通知した。

(2) 重複工事における指定費目及び一般管理費等の積算を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

東村山浄水場ろ過池監視制御設備改良工事ほか3件の工事は、先行工事である東村山浄水場2急系ろ過池制御設備改良工事の請負者に特命随意契約しており、施工場所、工期などの条件から局基準に定める重複工事に該当している。局基準によれば、重複工事の場合は、指定費目及び一般管理費等を調整することとしているが、単独の工事として算出したため、積算額約254万円が過大となっている。

イ 講じた措置の概要

重複工事における指定費目等の積算を適正に行うため、設計審査チェックシートに重複工事の調整に係るチェック項目を追加し、平成16年6月15日の工事調整会議及び同年10月7日の設計担当者会において周知徹底した。

また、平成17年1月31日に開催した関係所長会において、再発防止の徹底を確認した。

(3) 他企業工事等の請負者に特命随意契約する場合の諸経費調整について検討すべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

現在施工中の工事（以下、「現工事」という。）と工事現場が競合するなどの場合、現工事の請負者に特命随意契約を行っており、当該工事の諸経費を調整することとしている。

局基準を見ると、現工事が他企業工事等の場合は、工事費の内訳は把握が困難であるとして、現工事の工事費に係わりなく、当該工事を単独で発注した場合の諸経費に一定の率を乗じて調整するものとしているが、他企業工事等においても、工事費内訳を把握できる事例が増えており、局発注工事の場合と同様に、現工事と合算した工事費に応じた諸経費調整を行うことが可能であり、より経済的となる場合が多い。

イ 講じた措置の概要

意見・要望の趣旨に基づき、検討した結果、他企業工事等の請負者に特命随意契約する場合の諸経費調整を局発注工事の場合と同様に行うこととした。また、平成16年6月18日の局内関係係長会において、その旨を通知し、平成16年度工事から適用することとした。

さらに、平成16年8月24日付けの文書により、施工中の平成15年度発注工事についても、契約変更するよう通知し、減額は正を行った。

なお、意見・要望の趣旨を踏まえ、平成17年度積算基準を改訂した。

下 水 道 局

(1) 地盤改良工事の積算を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

多摩川上流処理場流入渠改良工事のうち、立坑工事における地盤改良工事の積算について見ると、本工事の地盤は砂質土とレキ質土で構成されているにもかかわらず、すべてを割高となるレキ質土としたため、積算額約229万円が過大なものとなっている。

イ 講じた措置の概要

局では、平成16年10月改訂の積算基準説明会において、指摘の趣旨を踏まえ、積算をより適正、慎重に行うよう周知徹底を図った。

担当部署では、再発防止を図るため、複数人によるチェック体制をとっている。項目ごとに担当者の割り振りが明確となるよう、平成17年3月23日にチェックリストを見直し、確実なチェックを実施している。

(2) 消化ガス脱硫器等の機器の積算を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

森ヶ崎処理場（東）汚泥処理機械設備再構築その2工事のうち、消化ガス脱硫器及び熱交換器の積算について見ると、①消化ガス脱硫器に充てんする脱硫剤の数量を誤って2倍したため、約2,252万円が過大となっている。②消化ガス脱硫器及び熱交換器の機器単価について、見積り価格の台数逡減を誤って積算したため、約1,290万円が過小となっている。③脱硫剤の重量を積算システムに入力していないため、充てん労務費及び輸送費等が未計上となっている。これらの積算の誤りにより、積算額約373万円が過大なものとなっている。

イ 講じた措置の概要

再発防止に向けて、設計した係だけでなく、標準仕様書の整備などを行う係のチェックも受け、チェック体制の強化を図った。

また、平成16年10月改訂の積算基準説明会において、チェック体制の強化、適正な設計・積算等について周知徹底した。

(3) 施工中の工事の請負者に特命随意契約する場合の諸経費調整を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

落合川雨水幹線その1人孔設置工事（以下「A工事」という。）は、施工中の落合川雨水幹線その1の2工事（以下「B工事」という。）と同時施工となることから、B工事の請負者に特命随意契約している。一方、別件の小平雨水幹線工事（以下「C工事」という。）も、B工事の請負者に、諸経費調整のうえ特命随意契約している。

A工事の諸経費調整について見ると、B工事とは調整されているが、C工事も含めた調整を

していないため、積算額約220万円が過大なものとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成16年7月14日付けの通知文により、特命随意契約を行う場合の諸経費調整の考え方を周知するとともに、平成16年10月改定の積算基準に随意契約の諸経費調整の例を明記し、積算基準説明会において、周知徹底を図った。

なお、指摘の件については、平成16年8月19日付けの契約変更により減額是正を行った。

(4) 諸経費の積算における工種区分の適用を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

十条台幹線二次覆工工事のうち、諸経費の積算を見ると、局基準では、本工事の工種区分は、下水道工事とすべきところ、積算システム入力の際に、誤って率の高い共同溝等工事を選択したため、積算額約2,091万円が過大なものとなっている。

イ 講じた措置の概要

局では、平成16年10月改訂の積算基準説明会において、指摘の趣旨を踏まえ、諸経費計算を適正に行うよう、周知徹底した。

担当部署では、再発防止を図るため、複数人によるチェック体制をとり、チェック項目を充実させ、各担当者が確実なチェックを行うよう、諸経費計算に用いるチェックリストを見直した。

なお、指摘の件については、平成16年12月16日付けの契約変更により減額是正を行った。

教 育 庁

(1) 岩盤掘削等の積算を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

都立八丈高等学校（12）体育館棟改築工事のうち、設計変更の積算に用いたバックホウ掘削機の運転費について見ると、地元建設業協会の建設機械機器借用基準料金に、供用日数割増を行っているが、本来必要のない労務費等についても割増を行っているため、岩盤掘削等の単価が割高となっている。仮に積算すると約206万円が低減できる。

イ 講じた措置の概要

監査の結果を踏まえ、平成16年9月14日に、積算の担当所管である営繕課会を開催し、再発防止に向け、特に島しょにおける積算方法の確認とチェック体制の強化について周知徹底した。

警 視 庁

(1) コンクリート壁等のレントゲン撮影の積算を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

警視庁府中運転免許試験場ほか免許系ネットワーク更改に伴う情報通信設備工事のうち、コンクリート壁等レントゲン撮影の積算について見ると、1日1枚撮影するものとしているが、撮影場所が同一のときは、1日で複数枚撮影することが可能であり、積算額約1,212万円が低減できる。

イ 講じた措置の概要

平成16年11月8日に課内業務改善会議を開催し、見積りなどにより単価を設定する場合は、単価算出の経過表を作成するよう、単価設定要領を改訂するとともに、設計担当者が相互に照査を行うことによりチェック体制の強化を図った。

また、平成16年12月9日の契約事務担当者連絡会においても、再発防止に向け、見積書の内容や低減要因などを確認するよう注意喚起した。

〔平成16年各会計定例監査〕

主 税 局

(1) 無道路地補正の適用を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

墨田区東向島四丁目に所在する土地4筆は、建築基準法（昭和25年法律201号）第42条第1項第5号に基づき位置の指定を受けた道路に沿接しており、この道路に路線価を付設して評価すべきところ、無道路地と評価していることは適正でない。

イ 講じた措置の概要

墨田都税事務所は、平成16年11月30日付けで土地価格等修正決定を行うとともに、同年12月10日付けで賦課決定を行い、納税義務者に対して通知した。

生 活 文 化 局

(1) 使用料の徴収事務を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

文化振興部は、東京都太田記念館の管理についてBに委託しているが、部は、送付した納入通知書を各入居者に配布させることなく、委託契約に取り決めのないまま、Bに使用料を各入居者から直接徴収させ、取りまとめのうえ、納付させている。

そのため、徴収から納付までの間、館内に高額の現金が保管されているほか、都の正式な領収証である「納入通知書兼領収証書」を入居者に渡していない状況がみられた。

イ 講じた措置の概要

平成17年度契約から「私人への徴収・収納業務委託」の事項を追加した。

福 祉 保 健 局

(1) 使用料の請求を適正に行うとともに過大に徴収した使用料を還付すべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

東村山ナーシングホームでは、介護保険の範囲内でサービスを提供するため、所定の介護サービスの範囲を超える自己負担分（自費請求額）は発生しないものとなっているが、自費請求額を含めて使用料を請求し徴収している事例が認められた。

イ 講じた措置の概要

東村山ナーシングホーム内でのチェック体制として、システム帳票（請求額を登録した内容を出力したもの）の確認を徹底することによりその強化を図り、再発防止に努めている。

また、過大に徴収した使用料については、誤納還付金経費の配分を受け、平成16年12月2日付けで利用者に返還した。

病 院 経 営 本 部

(1) 特定保険医療材料費の請求を適正に行うとともに、再発防止に実効性のある対策を講じるべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

手術に当たって厚生労働大臣が定める保険医療材料を使用した場合の手術の費用は、医科診療報酬点数表（平成14年厚生労働省告示第71号）により算定方法が定められているが、各病院の診療報酬の請求について見たところ、適正を欠くものが多数見受けられた。

サービス推進部は再発防止に実効性のある対策を講じられたい。

イ 講じた措置の概要

書面による周知ではなく、本部職員が病院に行き、直接医事係長等に連絡体制の確認及び指導を行った。具体的には、平成16年10月に実施した自己検査において、特定治療材料の請求に関する連絡体制を確認し、

- ・用度係から医事課への納品書コピーの提出
- ・手術伝票への正確な記入やラベル貼付の徹底
- ・レセプト点検時における関係書類との突合

等により適切な請求を行うよう指導した。

産 業 労 働 局

(1) 契約違約金等の収入未済金について適切な処理を行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

森林事務所は、平成8年の「糶谷復旧治山工事」において、契約解除を行ったことから、契約違約金179万1,400円、前払金返還に伴う遅延利息6,000円がそれぞれ発生した。

しかしながら、当該契約違約金等の処理状況を見たところ、①現地調査及び公示送達などの処理を全く行っていないこと、②電話等による債務者との直接の折衝を何ら行なっておらず、債務者に債務額等が約8年もの間通知されていない。

イ 講じた措置の概要

「糶谷復旧治山工事」契約違約金等の収入未済金については、平成16年6月9日付森事保第145号で契約違約金等の請求をしたところ、平成16年6月12日付け普通郵便にて相手方から時効援用の申立てが行われた。

本件は、平成13年11月7日付け南多摩経済事務所からの照会に対する総務局法務部の回答として①契約違約金は、既に5年が経過しており時効は成立している。②債務者からの時効援用がなされた場合、不納欠損処分の手続きを行うこととなる。

このため平成16年11月1日付けで不納欠損処分とした。

(2) 講習に係る授業料の受益者負担を適正なものとするべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

都立品川技術専門校ほか14校の都立技術専門校・分校における平成15年度の訓練の実施状況を見たところ、全体で723講座実施しているうちの34講座については、実施時限数が授業料の上限額である24時限を超え、28時限から36時限で実施されていることが認められた。

イ 講じた措置の概要

能力向上訓練の実施時限数については、平成17年度能力向上訓練実施計画において、全コースの時限数を24時限以内として実施計画を策定した。これにより、実施時限数に見合った授業料の徴収を行っている。

(3) 給湯機運転管理委託の廃止に向け検討を行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

板橋技術専門校は、給湯機運転管理委託について単価契約をGと締結しているが、この給湯機の運転は、特段の技能または資格免許を要するものでないことから、他の技術専門校においても同種の給湯機を委託によらず運転しており、運転の管理委託をしなければならないとする合理的な理由は見いだせない。

イ 講じた措置の概要

給湯機運転管理委託については、狭隘な5階機械室への立ち入り回数を減らすため、実習場の蛇口を混合栓に切り替え、給湯温度の調節を行わない。

このことにより、平成17年度からは給湯機運転管理委託を廃止し、職員による給湯機運転を実施している。

建 設 局

(1) 収入未済金について適正な手続を行うとともに収入確保に努めるべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

都は、東京都河川流水占用料等徴収条例（平成12年東京都条例第95号）を定め、国土交通大臣の占用許可を受けた者から河川敷地占用料（以下「占用料」という。）を徴収しているが、平成16年3月31日時点で、126件、3,832万4,501円の収入未済金があり、そのうち大部分の111件、3,092万1,564円については、督促状が発行されていなかった。

また、占用料が複数年にわたり未済になっているにもかかわらず、国が占用許可を更新している事例が多数見られた。

イ 講じた措置の概要

① 収入未済金の処理状況及び進行管理

平成16年7月26日付16建河管第481号により未納者に対し、催告書を発送した。また、平成16年度より東京都債権回収連絡推進会議（事務局：主税局）において、収入未済金の処理状況を局別に進行管理している。これに加えて、河川部ソフト施策推進会議（平成16年9月設置）において、未納占用料対策の計画的な取組みについて進行管理を

行っている。その結果、平成17年1月末現在、収入未済金1,843万6,973円(48%)を処理している。

② 国との連携の効果

平成16年8月9日、国土交通省河川事務所へ期限切れ一覧及び未納者一覧を送付し、協力を要請するとともに、一部未納者については、国と共同で折衝を行った。

③ 河川占用物件管理システムの導入

債権回収の強化、収入未済金の解消等、債権管理の一層の適正化を目指し、河川占用物件管理システムについて、平成18年4月稼動に向けて開発を行う。平成16年度は、システムの基礎データとなる占用料徴収台帳の入力を実施した。

交 通 局

(1) 杉並支所の管理委託に係る契約を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

自動車部は、早稲田自動車営業所杉並支所におけるバス路線(王78系統及び宿91系統)の運転業務及び運行管理業務等をBに特命により委託しているが、仕様書により金種別集計表等の提出をBに義務づけておらず、その結果、支所を所管する早稲田自動車営業所では、支所から引き継がれた調定金額が適正であるかどうかを確認できない状態となっている。

イ 講じた措置の概要

「委託契約に基づく委託営業所の管理業務要領」については、平成16年10月12日に改正し、これらに関係者に周知徹底した。

また、委託営業所に対しては、平成16年12月21日に臨海支所、同月22日に杉並支所の両所において、改正した管理業務要領に沿った本局による業務監査を実施し、適正な事務処理の指導を行った。

(2) 契約手続を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

建設工務部は、荒川線軌道検査及び点検作業委託契約をCと特命により締結している。

本委託業務は、項目ごとに単価を設定し、複数単価により契約をしているが、あらかじめ検査及び点検すべき数量が確定していることから、総価による契約とすべきであり、単価契約により契約しているのは適切でない。

イ 講じた措置の概要

本委託業務については、平成17年2月1日に仕様書の表記内容を変更して、総価契約で起工し、平成17年4月1日に契約を締結した。

なお、他の単価契約においても、それぞれ単価契約の必要性の有無を検討したところ、単価

による契約が必要であり契約手続は適切に行われていることを確認した。

(3) 給食業務に係る委託契約を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

職員部は、自動車営業所等29事業所において食堂を設置し、その運営をDに特命により委託している。各食堂の営業日数を確認したところ、委託料の積算においては29所合計8,103日となっているのに対し、実績報告では7,877日となっているため、仕様書において営業日数を定めることにより119万3,088円の委託料を節減することができる。

イ 講じた措置の概要

給食業務の委託仕様書第3条に食堂毎・月毎に営業日数を定め、営業日数に満たない場合は、契約金額の変更を行うこと、また、営業日数を超えて営業してはならないことを明示した。

水 道 局

(1) 単価契約による工事の実施について改善すべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

水道緊急工事単価契約及び小規模整備工事単価契約の各支所における受注者の具体的な選定状況について見たところ、選定基準・手続を明確にしないまま、工事案件ごとにケースバイケースで、受注者を決定しているため、受注件数と受注金額に偏りが生じている。

イ 講じた措置の概要

受注者の選定方法を明確にするため、新たに、水道緊急工事（維持補修工事）・配水管小規模整備工事事務処理要綱を作成し、平成17年3月に決定、同年4月から運用する。

今後、維持係長会及び単価契約関係業務説明会等において、周知を図っていく。

下 水 道 局

(1) 競争性を確保した契約を行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

東部第一管理事務所は、お台場海浜公園白色固形物巡視点検委託契約を特命によりDと締結しているが、特記仕様書において適切な指示を行うことにより、D以外の業者でも対応可能となることから、特命を行っていることは適切でない。

イ 講じた措置の概要

平成17年度の「お台場海浜公園白色固形物巡視点検委託」については、平成17年3月7日に競争入札を行い、同年4月1日に契約を締結した。

〔平成15年度決算審査（出納長所属各会計）〕

都 市 整 備 局

(1) 広報誌の配送方法について、新たな手法の検討を早め、効率的な執行を行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

局は、毎月、都営住宅居住者向けに広報誌「すまいのひろば」を発行し、全居住者の約26万世帯各戸に配布（印刷・配送等経費は、平成15年度実績で、総額約7,400万円）している。このうち連絡員（東京都住宅供給公社より業務委託された居住者）がいないため個人宛に郵送している分（約4万世帯）については、集合住宅という都営住宅の特性を活かした投函配布（ポスティング）業務委託等、より経済的な方法について、検討すべき事項が認められる。

イ 講じた措置の概要

平成16年11月、都営住宅管理システムのポスティング用データ抽出の手直しが完了した。これにより、11月号から、個人宛郵送分の投函配布（ポスティング）を開始した。

福 祉 保 健 局

(1) 公有財産について<建 物>

ア 監査結果の内容

建物2,666.24m²（用賀技術開発学院）が過大に登載されている。

イ 講じた措置の概要

平成16年10月に公有財産増減異動通知書を出納長に通知し、公有財産台帳から削除した。

港 湾 局

(1) 公有財産について<建 物>

ア 監査結果の内容

建物17.27m² (有明テニスの森海浜公園便所)が登載漏れとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成16年12月1日に公有財産増減異動通知書により出納長に通知した。

[平成15年度決算審査 (公営企業各会計)]

交 通 局

(1) 会計処理を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容 (要約)

(ア) 局は、台東区雷門二丁目バスベイ設置工事を実施し、工事にかかる経費743万4,000円の全額を収益的支出である修繕費に計上しているが、工事内容を見ると、既存バスベイを撤去し、別の位置にバスベイを新設しているものであるから、新設にかかる経費385万5,996円は資本的支出として計上すべきである。

(イ) 渋谷自動車営業所新宿支所建替設計委託にかかる経費260万円を建設仮勘定に計上しているが、建て替え工事は平成16年2月26日に竣工し、建築工事等にかかる経費は有形固定資産に計上されていることから、建設仮勘定に計上し続けているのは適正でない。

(ウ) 平成16年3月9日に検測車両の新しい演算処理装置を2,380万円で購入している。取得した演算処理装置は従来の演算処理装置に比べ、演算速度が大幅に向上することから、固定資産の取得原価に算入すべきものであるが、収益的支出である修繕費に計上しており、適正でない。

イ 講じた措置の概要

(ア) 台東区雷門二丁目バスベイ設置工事において、建設改良費として執行すべき分400万77円について過年度損益修正を行い、平成16年度の雑収入として計上した。その際、バスベイの新設にかかる費用を平成16年度に固定資産として計上した。

(イ) 平成16年度において、新宿支所建て替え設計委託にかかる建設仮勘定(260万円)の有形固定資産への振替を行った。

(ウ) 16年度において、該当資産に資産価格を付加させた。建設改良費として執行すべき額2,344万7,893円について過年度修正を行い、16年度の雑収入として計上した。

[平成15年度工事監査]

都 市 整 備 局

(1) 畳配置費仮設諸経費率について

ア 監査結果の内容(要約)

畳工事の積算の基準のうち、畳配置費仮設諸経費率について見ると、階段を利用した人力による畳の運搬を前提としており、建物階数が増えるごとに率が増加するものになっているが、階数や畳枚数などによっては、エレベーター等を利用して運搬をしている例も多く見られ、このような実態に合わせた見直しを行えば、畳配置費の低減が可能である。

イ 講じた措置の概要

平成15年度及び平成16年度局発注工事における畳の配置方法等について、平成16年9月から実態調査を行った。この実態調査を基に、エレベーターによる運搬を前提とした基準に改定し、平成17年4月16日から適用を開始した。

[平成15年度財政援助団体等監査]

生 活 文 化 局

(学校法人100団体)

(1) 人件費の支出を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

(ア) 学校法人青山学院は、高等部に勤務する教員に対して、日直手当、夏期講習手当、教育実習生指導手当、修学旅行引率者手当、進学及び卒業に関する手当、3年生学力テスト手当を支給しているが、支給根拠が給与規程等に定められていない。(支給額計:平成13年度 1

94万9,730円、平成14年度 211万1,900円)

(イ) 学校法人簡野育英会は、蒲田保育専門学校附属幼稚園の職員に対して、長期休暇（夏期・冬期・春期休暇）中の預かり保育事業に従事した場合に、預かり保育手当（日額 6,000円）を支給しているが、支給根拠が給与規程等に定められていない。

（支給額計：平成13年度 6万6,000円、平成14年度 41万4,000円）

イ 講じた措置の概要

(ア) 指摘に係る手当については、改廃のうえ、給与規則施行細則に基づく高等部手当支給内規に盛り込まれ、平成16年12月10日開催の理事会において承認された。

(イ) 手当の支給根拠を明確にするため、「職員の給与に関する規則施行細則」の改正について、平成16年10月19日及び平成17年3月17日開催の理事会で承認を得た。

都 市 整 備 局

（首都高速道路公団）

(1) 坑内コンクリート運搬工の積算を慎重に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

公団が首都高速中央環状新宿線建設工事として施工中の、S J 5 1 工区～S J 5 3 工区（外回り）トンネル（その2）工事のうち、坑内コンクリート運搬工の積算について見ると、バッテリー機関車を約310日分、アジテータカー等を約280日分、機械運転経費に計上しているが、上記運転日数にはコンクリート打設を行わない期間も多く含まれているため、バッテリー機関車は約70日、アジテータカー等は約180日の運転日数を縮減できる。

イ 講じた措置の概要

坑内コンクリート運搬工で使用する機械の運転日数について、本工事で施工実態調査を行った。指摘の趣旨及び実態調査結果を踏まえて積算要領を作成し、平成17年3月1日に関係部署に通知した。

なお、指摘の件については、今回作成した積算要領に基づき、平成17年4月27日付けの契約変更により、減額是正を行った。

(東京都住宅供給公社)

(2) 昇降機等の新設工事費に係る会計処理を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

公社は、平成14年度に昇降機の新設のため、コーシャハイム玉川上水(2号棟)昇降機設置工事を実施し、工事費として3,240万900円を支出しているが、昇降機やテレビ共聴設備の新設といった明らかに資産価値の増加を伴う改良工事的な性格の経費については、資産の取得として会計処理すべきであることから、昇降機等の新設工事費を計画修繕引当金により処理しているのは、適切でない。

イ 講じた措置の概要

公社賃貸住宅に新たに設置する建物付属設備や付属備品で明らかに資産価値の増加を伴う改良工事的な性格の経費(昇降機、テレビ共聴設備の新設等)は、今後資産の取得として処理するよう、平成17年1月20日付けで財務課長から計画課長あて通知した。

福 祉 保 健 局

(医療法人財団竹栄会)

(1) 施設・設備を補助金交付目的に沿って適正に使用するよう指導するとともに、当初目的外用途へ転用する場合の手続等について周知徹底を図るべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

局は、介護老人保健施設整備費及び設備整備費補助要綱に基づき、医療法人財団竹栄会に対し、介護老人保健施設等の整備を行うための補助金を交付しているが、竹栄会は、痴呆専門棟加算(2,700万円)の一要件として設置した家族介護教室(32.55㎡)を療養室(3床)に転用し、竹栄会が任意に設置した入所家族控室で家族介護教室を行っていた。

イ 講じた措置の概要

竹栄会は、家族介護教室を利用していた入所者を他の療養室に移動し、療養室として使用されていた家族介護教室を平成15年9月19日に本来の用途に復元した。

また、職員に対し、補助対象施設・設備の適正な使用と当初目的外に転用する場合の手続等について説明及び研修を行い、不適切使用形態の再発防止を図った。

なお、局は、手続等の周知徹底として、①新設老人保健施設の設置者に対し平成16年2月10日に研修会を実施し、所要の説明を行った。②既存老人保健施設に対し、今回の監査指摘事例を含む施設・設備の適正利用、施設設備の転用等にかかる手続について平成16年12月

に通知文を送付した。③新設介護老人保健施設の管理者及び事務担当者を対象にした研修会を平成17年2月10日に実施し、補助対象施設の適正管理を主題とする説明を行った。また、手続の簡素化については、許可事項を変更する場合、従前2回行っていた申請を1回にすることにより、事業者にとっての簡素化を図った。

(社会福祉法人東京蒼生会)

(2) 過大に交付した補助金の返還を求めるべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

局は、軽費老人ホーム運営費補助要綱に基づき、社会福祉法人東京蒼生会が設置運営する軽費老人ホーム「第三万寿園」に対し、入所者の利用料の減免額に相当する額を補助金として交付しているが、2種類の公的年金を受給している入所者2人については、一方の公的年金の源泉徴収税額のみに基づき減免額を算定したため、第三万寿園に対して補助金51万円が過大に交付されている。

イ 講じた措置の概要

社会福祉法人東京蒼生会より実績報告書の再提出を受け、平成16年10月19日付けで額の再確定及び超過交付額の返還命令を行い、同年11月22日付けで返還された。

なお、平成16年2月に実施した社会福祉法人等への説明会で、利用料の算定方法について周知徹底を図った。

(社会福祉法人東京都社会福祉事業団)

(3) 会計処理を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

事業団は、社会福祉総合学院会計の計算書において、福祉サービス科等の教育事業及び特別養護老人ホームの研修事業に係る収入及び支出をそれぞれ計算書に計上すべきであるにもかかわらず、福祉サービス科の授業料収入等の収入8,896万9,420円と当該教育事業等に係る業務委託料の支出額とを相殺し、収支とも計算書に計上していない。

イ 講じた措置の概要

社会福祉総合学院の運營業務委託契約に定めている「委託業務に係る収入を同業務に係る経費に充てる」とする部分の収支額については、平成16年度第4回理事会に補正予算案を提出し承認を得た。今後、平成17年6月に決定する平成16年度社会福祉総合学院会計計算書に表示を行う。

産 業 労 働 局

(財団法人東京都中小企業振興公社)

(1) 展示室等の使用料の前納時期を早めるなどし、再利用できるよう検討すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

局が公社に委託している東京都立産業貿易センターの展示室等の利用は、利用する日の前年度の5月1日以降に提出する利用計画書をもって予約扱いとしており、使用料は利用開始日の15日前までに納入することになっている。このため、利用計画書を提出した者の解約時期が利用予定日の直近であればあるほど、ほとんど再利用は困難であり、現に解約され再利用のなかったものは、平成13年度23件、平成14年度19件で、使用料の収入減を試算すると、浜松町館において平成13年度3,191万7,500円、平成14年度2,504万8,400円にもなる。局は、展示室等の使用料の前納時期を早めるなどし、再利用できるよう検討されたい。

イ 講じた措置の概要

展示室の使用料については、産業貿易センター条例を改正し、指定管理者制度と利用料金制度を導入して運営方法を見直す。施設の利用手続きについては、利用を承認した際に、利用予納金を収受できるよう改める。

このことにより、利用を早期確定させるとともに、利用希望者が真に必要な適正規模の展示面積を申し込むようにして解約を防止し、施設の有効利用を図る。

(2) 会議室の利用について規則の見直しを検討すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

局が公社に委託している、東京都地域中小企業振興センターの管理運営状況について見ると、東京都地域中小企業振興センター条例施行規則(平成3年規則第339号)により、城東振興センター会議室(3室)の利用公開(有料)を行っているが、城南及び多摩の各振興センターの会議室についても、城東振興センターの会議室と同様に中小企業者が利用できるよう規則の見直しを検討されたい。

イ 講じた措置の概要

城南地域中小企業振興センター及び多摩中小企業振興センターの会議室については、平成17年4月より、中小企業者への利用公開を行うよう、条例施行規則の一部改正を行った。

教 育 庁

(財団法人東京都生涯学習文化財団)

(1) 公の施設の管理委託に係わる分割概算払を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

庁は、東京都体育施設条例ほか3条例にもとづき、局が所管する公の施設の管理運営等を財団に委託しているが、平成14年度の当該委託契約に係わる四半期ごとの分割概算払について見たところ、執行状況に応じた見直しを行うことなく、当初の交付計画どおり支払を行っていることから、各四半期末において多額の執行残額が生じている。

イ 講じた措置の概要

平成17年度における(財)東京都生涯学習文化財団への委託料(「概算払」)の支出については、平成16年度の財団の執行実態を参考に支出割合を改善するとともに、平成17年度中の各四半期末に多額の執行残額が生じている場合には、執行状況に応じて交付計画を減額・調整するなど支払の適正化を図るよう、以下のような委託料支出に関する確認書を取り交した。

【四半期毎に、都の支出額に対する財団の執行残額が15%を越え、かつ、当該残額について、次期四半期中に財団が執行する見込みがない場合、交付額の減額・調整を行う。】

[平成15年度事務事業監査(「調査研究委託」の実施状況について)]

建 設 局

(1) 走行車両の軸重実態調査委託について抜本的な見直しを行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

走行車両の軸重実態調査委託において、固定式で行っている15地点については、既にデータを蓄積し、道路舗装への影響度を把握していることから、例えば、調査箇所を減少させ、調査頻度も数年ごとに行うべきである。また、マット式については、主に新技術の舗装道路について行うなどにより、軸重調査の目的が十分足りるものと判断されることから、軸重調査について抜本的な見直しを行うべきである。

イ 講じた措置の概要

固定式については、環状七号線を除く12地点の実施サイクルを、3年に一度(毎年3~5地点を実施)実施することとした。これは、正確な交通荷重(5t換算輪数)と舗装劣化(路面性状)の関係を明確化するうえで、別途3年に一度実施している路面性状調査委託に併せる

ことが必要なためである。なお、環状七号線の3地点については、5 t換算輪数が他地点に比較し突出して多いことや環七対策会議に過積載車両の実態を毎年報告することが求められているため、毎年実施することとした。

マット式については、新技術（試験舗装箇所）を対象に実施しており、試験舗装は、長期供用舗装の供用性を把握するものと新技術の適用性を把握するものの2つに分類される。前者は3年毎に実施することとし、後者は新規施工後3ヶ年間に限って継続実施することとした。

以上の見直しに基づき、平成16年11月18日に平成16年度の委託契約を締結したところ、委託契約額は2,016万円となった。（平成15年度：5,460万円、平成14年度：4,200万円、平成13年度：3,885万円、平成12年度：3,675万円）

（2）調査委託費用について応分の負担を国に求めるべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

国土交通省の依頼を受け、交通事故調査委託を行っており、それにより得たデータを国へ送付しているが、国はそれを取りまとめて一つのデータベースとしている。しかし、現状では、当該調査委託により都が得るメリットは少なく、今後とも継続せざるを得ないならば、委託費用について、国に応分の負担を求めるべきである。

イ 講じた措置の概要

平成16年1月26日付けで、交通安全事業の採択要件や新規制度などに関する意見として、国土交通省関東地方整備局に調査委託費用の負担を求めた。また、平成16年6月には、東京都の提案要求として、国土交通省道路局に調査委託費用の負担を要求した。

その結果、平成16年6月30日付けで、従来は利・活用できなかった国が取りまとめているデータベースが国から無償で提供されることとなった。

なお、無償提供されたデータベースについては、交通事故多発地点の詳細なデータを参考に、「スムーズ東京21拡大作戦」や「交差点すいすいプラン」等を始めとして、効果的・効率的な交通安全対策の計画立案に役立っている。

〔平成15年度行政監査〕

環 境 局

（1）水質環境測定業務について

ア 監査結果の内容（要約）

河川の水域類型について見ると、隅田川を除く5河川では、現行水域類型より上位の水域類型の環境基準を達成するなどの状況となっている。現行の水域類型に改訂してから既に6年以

上経過していることから、局は、環境基準の達成状況等を勘案した水域類型の改訂について、検討することが望まれる。

イ 講じた措置の概要

平成16年8月に、城南5河川を含む都内の「平成15年度公共用水域の水質測定結果」を取りまとめ、城南5河川を含む都内水域類型見直しのため、下記のとおり検討を着実に進めている。①平成16年12月までに、城南河川関係4区等と事前調整を行った。②平成17年1月19日、2月10日、23日に、区・市・町村環境主管課長会をそれぞれ開催し、要望調査を実施した。③平成17年2月8日に、水質現況調査を行うなど、見直しに係る情報収集を図っている。

福 祉 保 健 局

(1) 精神障害者社会適応訓練事業について

ア 監査結果の内容（要約）

精神障害者社会適応訓練事業については、より多くの精神障害者が本事業を利用できるよう協力事業所の新規開拓を進めるため、保健所や区市町村と連携し、事業者に対する本事業の普及活動を積極的に行うことが必要である。

また、すでに登録されている協力事業所についても積極的に活用を図るため、協力事業所の意向にも配慮しつつ、協力事業所の情報を保健所や区市町村との間で共有化を図ることが不可欠である。

イ 講じた措置の概要

協力事業所の開拓については、保健所の役割としているため、平成16年4月28日に都及び区市町村の精神保健実務担当者を対象に行った事業説明会を通じ、新規協力事業者の拡大に努めるよう依頼した。

また、協力事業所の情報をデータベース化するため、協力事業所登録システムを平成17年1月に構築し、現時点で稼働が確認されている協力事業所を中心に登録するとともに、システムに登録した協力事業所に対し、平成17年3月7日付けで、関係機関への情報提供についての意向調査を通知した。意向調査取りまとめ後、公開を希望する協力事業所の登録情報を保健所などの公的機関に対して提供する。

(2) 精神障害者通院医療費公費負担について

ア 監査結果の内容（要約）

精神障害者通院医療費公費負担については、健康局が通院医療費に係る診療報酬請求明細書を点検した結果、その一部について制度の範囲外と考えられる請求の状況が確認された。制度

の適正な運用を図るため、点検結果の状況を審査支払機関に情報提供するとともに、医療機関に対しても適切な請求を促すなどの方策を検討する必要がある。

イ 講じた措置の概要

診療報酬明細書の点検結果を東京都社会保険診療報酬支払基金に情報提供するとともに、平成16年12月16日に再審査請求を行っている。

誤請求に係る情報は、東京都社会保険診療報酬支払基金を通じ、各医療機関に通知されている。（再審査請求件数が前年比で1,836件減となっている。）

〔平成15年度各会計定例監査〕

病 院 経 営 本 部

(1) 行政財産使用料の減額率について見直しを検討すべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

都立病院では、食堂の行政財産使用許可に係る使用料について、食堂利用者に占める職員の比率を参考に減額率を定め使用料を徴収しているが、各病院の減額率について見たところ、職員利用実態を反映しない減額率となっている。

イ 講じた措置の概要

平成16年に計3回の職員利用率調査を行い、その結果を踏まえて、利用実態に即した減額率に見直しした。具体的には、今までの「普通病院」、「その他病院」の区分を廃止し、病院毎の利用実態に応じて30%、50%、100%の3区分とした。

新たな減額率については、平成17年3月10日付けで各病院に対して通知し、平成17年度から、本基準を参考に、病院個々の実情に即した適正な事務処理を行うよう周知徹底を図った。

なお、今後の使用料算定については、PFI実施予定病院もあり、それらとの整合性を図りながら、新たな算定方法について検討を行っていく。

港 湾 局

(1) 建物維持管理経費について会計別の適切な負担に努めるべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

東京港管理事務所が設置する日の出庁舎ほか6箇所の事務室にかかる建物維持管理経費につ

いては、それぞれの事務室ごとに3会計（一般会計、港湾事業会計及び臨海地域開発事業会計の3会計）の職員構成比で按分した金額を各会計で負担しているが、晴海ふ頭係事務室及び大井ふ頭係事務室ではすべて一般会計で負担しているなど、各会計の職員構成比で按分した適切な負担と比べて、一般会計の負担金額が90万5,702円過大となっている。

イ 講じた措置の概要

建物維持管理経費については、会計別に適切な負担をすべく、平成16年度予算において適切な措置を行った。平成14年度における一般会計の過負担分90万5,702円及び平成15年度の過負担分86万2,219円については、平成16年度に繰入れ処理を行った。

交 通 局

(1) 契約手続を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

職員部は、職員住宅（13箇所1,017戸）の保守管理業務委託を、局が出資しているBに特命しているが、委託内容を見ると、他社でも対応が可能であることから、特命は適切でない。

イ 講じた措置の概要

貯水槽清掃については、平成16年度から競争入札に移行し、平成16年8月23日に契約を締結した。また、電気・給水設備保守点検、給水ポンプ設備保守点検、テレビ共同受信施設保守点検については、平成17年度から競争入札に移行する。

〔平成14年度決算審査（出納長所属各会計）〕

生 活 文 化 局

(1) 絵画等美術品の物品管理を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

東京都現代美術館の絵画等美術品3,821点のうち1,411点については、評価がなされておらず価格が不明であるため、区分・記録等が行われず、東京都物品管理規則に基づく物品としての管理が行われていない。

イ 講じた措置の概要

未評価作品の価格評価は、美術館の運営を受託している東京都歴史文化財団の協力の下、順次評価作業を行ってきた。平成16年2月には、234点の作品の評価を行った。残りの作品1,177点については、平成17年3月に価格評価を完了させた。

[平成14年度決算審査（公営企業各会計）]

下水道局

(1) 未利用地の有効活用について

ア 監査結果の内容（要約）

局は、事業用途への計画がない普通財産として35箇所（約1万4,000㎡）の土地を管理しており、このうち平成14年度末現在で、売却や貸付等が決定されていない未利用地は29箇所（8,117.72㎡）となっている。未利用となっている土地について見ると、事務所跡地等4箇所（6,752.28㎡）が更地になっているなど、活用困難な状況が認められないにもかかわらず、活用されていない。

未利用地の活用について局をあげてなお一層の努力が必要である。

イ 講じた措置の概要

未利用の4箇所のうち、旧南部管理事務所池上庁舎跡地（1,419.15㎡）及び用賀庁舎跡地（2,900.62㎡）は平成16年6月に、細田寮跡地（975.33㎡）は平成17年3月にそれぞれ売却を行った。また、旧南部建設事務所弦巻庁舎（用地面積：1,457.18㎡）は、平成17年度に建物の改修工事を行い、平成18年度から世田谷出張所として使用する予定である。

[平成14年度行政監査（事業所における庁舎管理事務について）]

主税局

(1) 合同庁舎の警備のあり方を検討すべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

千代田合同庁舎（水道局中央支所・千代田営業所（以下「中央支所等」という。））、千代田都税事務所及び千代田区）では、平日夜間及び休日の庁舎警備を有人による委託契約で行って

いるが、中央支所等では、常時2名以上が庁舎内に待機していることから、有人庁舎警備委託の必要性は薄く、千代田都税事務所、千代田区及び共用のフロアは、機械警備委託での庁舎警備も可能である。両局は、千代田区とも協議し、合同庁舎の警備のあり方を検討されたい。

イ 講じた措置の概要

水道局及び千代田区との協議の上、平成18年度の警備等業務委託契約を目途に機械警備に切り替えることとし、具体的な警備機器設置等について検討を進めている。

都 市 整 備 局

(1) 什器・備品の転倒・落下等の防止対策を検討すべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

事務所に設置されている什器・備品の場所、固定・補強等の状況について見たところ、多摩ニュータウン整備事務所では什器・備品の固定・補強等、転倒防止策が不十分である。

イ 講じた措置の概要

当事務所では、組織の統廃合に伴う、レイアウトの変更により、執務室のスペースにかなり余裕が生じたことから、什器・備品の移動及び保管・廃棄・物品斡旋を行い、安全防止対策を図った。

福 祉 保 健 局

(1) 什器・備品の転倒・落下等の防止対策を検討すべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

事務所に設置されている什器・備品の場所、固定・補強等の状況について見たところ、児童相談センターはセンター内における什器・備品の固定・補強等、転倒防止策が不十分である。

イ 講じた措置の概要

児童相談センターでは、平成17年3月4日に厨房の改修工事が完了したため、同月7日に設備類を搬入し、金具の取り付け等を行い転倒防止の対策を講じた。

産 業 労 働 局

(1) 適切に点字ブロックを設置するよう検討すべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

農業事務所において点字ブロックが設置されていない。

イ 講じた措置の概要

農林事業所における点字ブロックの設置については、平成16年度予算で措置をし、平成17年3月31日に整備をした。

建 設 局

(1) エレベーター保守点検委託の契約方法の見直しを検討すべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

局は、エレベーター保守点検委託を系列会社以外の業者では、安定した部品等の供給が困難であることなどの理由により特命随意契約で行っているが、保守点検業務は、製造会社系列以外の業者でも可能となっており、競争性の確保の観点から、契約方法の見直しを検討されたい。

イ 講じた措置の概要

財務局建築保全部による、「平成17年度昇降機保守点検委託の入札試行について」に基づき、「昇降機設置後5年未満のもの保守契約」については、財務局建築保全部計画保全課と協議の上、競争入札を実施する。

(2) 什器・備品の転倒・落下等の防止対策を検討すべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

事務所に設置されている什器・備品の場所、固定・補強等の状況について見たところ、第四建設事務所ほか6所は事務所内における什器・備品の固定・補強等、転倒防止策が不十分である。

イ 講じた措置の概要

什器・備品の転倒・落下等の防止策については、対象事務所の全てで完了した。

水 道 局

(1) 機械警備委託の契約方法の見直しを検討すべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

局では、各事業所の平日夜間・休日時の警備を、通常、機械警備により行っており当初、機器類を設置した業者に対し、特命随意契約で委託を行っているが、警備業務は他の業者であっても同様の業務を行うことが可能となっていることから、契約方法の見直しを検討されたい。

イ 講じた措置の概要

平成17年度から各支所での競争入札契約とし、平成17年2月16日に東部第二支所及び北部支所、同月21日に東部第一支所、同月23日に南部第一支所、同月25日に西部支所で入札を実施した。また、同年3月10日に中央支所、南部第二支所でも入札を実施した。

(2) 合同庁舎の警備のあり方を検討すべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

千代田合同庁舎（水道局中央支所・千代田営業所（以下「中央支所等」という。）、千代田都税事務所及び千代田区）では、平日夜間及び休日の庁舎警備を有人による委託契約で行っているが、中央支所等では、常時2名以上が庁舎内に待機していることから、有人庁舎警備委託の必要性は薄く、千代田都税事務所、千代田区及び共用のフロアは、機械警備委託での庁舎警備も可能である。両局は、千代田区とも協議し、合同庁舎の警備のあり方を検討されたい。

イ 講じた措置の概要

現在、千代田合同庁舎においては、大規模な空調改修工事が行われており、平成17年度中に終了する予定となっている。

今日までの協議において、主税局及び千代田区から内諾を得ており、工事完了以後の平成18年度警備等業務委託契約を目途に機械警備に切り替え、具体的な警備機器設置等について検討を行っていく予定である。

下 水 道 局

(1) 機械警備委託の契約方法の見直しを検討すべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

局では、各事業所の平日夜間・休日時の警備を、通常、機械警備により行っており当初、機器類を設置した業者に対し、特命随意契約で委託を行っているが、警備業務は他の業者であっても同様の業務を行うことが可能となっていることから、契約方法の見直しを検討されたい。

イ 講じた措置の概要

平成17年度契約から競争入札により行うこととし、平成17年3月22日に入札を行い、同年4月1日に契約を締結した。

〔平成14年度財政援助団体等監査〕

港 湾 局

(株式会社東京テレポートセンター)

(1) マリーナ事業にかかる未収金を回収するとともに、発生の防止に努めるべきもの

ア 監査結果の内容 (要約)

テレポートセンターは、平成10年4月から、都との「東京夢の島マリーナの管理運営に関する協定書」に基づき、東京夢の島マリーナの管理運営を行っているが、平成13年度末において、未収金8,239万余円、貸倒損失143万余円が生じている。未収金の内訳を見ると、6,471万余円が平成13年度に発生しており、これは平成13年度における利用料収入6億791万余円の10.6%と多額なものとなっている。

テレポートセンターは、速やかに未収金を回収するとともに、発生の防止に努められたい。

イ 講じた措置の概要

未収金8,239万円については、利用料未納者への催告書送付、面会による支払の督促を行い、平成14年度末までに3,866万円を回収した。平成15年度は東京地裁に訴えを提起するなどして、平成16年3月末までに1,175万円回収した。その後、平成16年9月末までに提訴分289万円、面会等による督促により44万円を回収し、平成13年度分の未収額は2,865万円となった。

今後は、引き続き未収金の回収に努めるとともに、所在不明などの回収不能な債権については会計処理上平成16年度末に損金処理を行うものとする。

また、未収金の早期発生防止に努めるため、①6ヶ月以上未納者に対し、通知した期日までに入金されない場合は栈橋内への入場カード等の利用を停止②その後の入金もない場合は、契約を解除し、法的措置に移行③3ヶ月未納者に対しても警告文を送付するなどの対策を実施している。

〔平成14年度各会計定例監査〕

港 湾 局

(1) 所有地貸付料に係る減額率について検討すべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

東京港防災事務所は、大田区京浜島の所有地を財団法人東京都駐車場公社に貸し付けている。この所有地は、環境局所管分（5,149.37m²）と港湾局所管分（2,268.61m²）を公社が借り受けて、定期専用駐車場として近隣の会社等に貸し付けているものであるが、港湾局所管分の貸付料の減額率が50%である一方、環境局の減額率は、平成13年度は42%、平成14年度は34%となっており、使用形態が同じであるにもかかわらず、貸付料の減額率に差が生じている。

イ 講じた措置の概要

環境局の用地は一般会計、港湾局の用地は臨海会計と、それぞれ会計及び関係規程が異なるため、結果として減額率に差異が生じてきたが、一体の土地として利用されている状況から、本件については、基本的に一般会計の減額率に合わせることにし、平成17年度は減額を行わない（減額率0%）。